

板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会設置要綱

(令和 6 年 3 月 14 日 教育長決定)

(設置する目的)

第 1 条 令和 8 年度を始期とする「板橋区教育ビジョン 2035」の策定にあたり、国や都における近年の教育関連施策を踏まえつつ、板橋区における教育の現状に関する意見・要望を広く取り入れるため、板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第 2 条 検討委員会は、次の各号に掲げる者の内から、教育委員会が委嘱又は任命する 14 名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者代表
- (3) 学校保護者代表
- (4) 学校長代表
- (5) 公募委員
- (6) 教育長
- (7) 教育委員会事務局次長
- (8) 教育委員会事務局地域教育力担当部長
- (9) その他教育委員会が適当と認めた者

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(所掌事項)

第 3 条 検討委員会の所掌は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「板橋区教育ビジョン 2035」策定に関すること。
- (2) その他、教育委員会が適当と認めた事項

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会において「板橋区教育ビジョン 2035」が決定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、検討委員会を開くことができない。

(出席)

第 7 条 委員又は検討委員会に関係する職員（以下、「関係職員」という。）は、映像及び音声の送受信により即時に委員長及び当該委員又は関係職員の状態を相互に認識しながら通

話をするができる方法によって、検討委員会の会議に出席することができる。

(オンラインで出席できる場合)

第8条 オンライン出席ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交通機関の途絶等により会議開催場所までの交通手段が確保できない場合
- (2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (3) その他委員長が必要と認める場合

(オンライン出席の方法)

第9条 オンライン出席をしようとする委員は、その都度、事前に事務局に連絡をしなければならない。

2 委員長は、会議開始前に通信機器の接続状況を確認し、音声及び映像により、相互の発言が認識でき議論が的確に行える通信環境にある場合に限り、当該委員のオンライン出席を認定する。

(通信が途絶えた場合の取扱い)

第10条 検討委員会の途中でオンライン出席している委員の通信が途絶え、復旧できない場合は、通信が途絶えた時に行われていた議事以後、当該委員は当該委員会を欠席したものとする。

(意見の聴取)

第11条 検討委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見や実情等の聴取を行うことができる。

(報酬)

第12条 委員が検討委員会に出席したときは、予算の定めるところにより報酬を支払う。

2 前項の規定に関わらず、公務で当該委員会に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報酬は支払わない。

(事務局)

第13条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は、教育長決定の日から施行する。

この要綱は、教育委員会において「板橋区教育ビジョン 2035」が決定された日をもって効力を失う。

板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会傍聴規程

(令和 6 年 3 月 21 日 教育委員会事務局次長決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会設置要綱」に基づき、「板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(委員会の公開)

第 2 条 何人も、本規程の定めるところにより、委員会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第 3 条 委員会の傍聴を希望する者は、板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会委員長（以下、「委員長」という。）に対して、会議開始時刻までに書面（別記様式 1）により傍聴を申し込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式 2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、委員会の会場に入室することができない。

3 委員長は、委員会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、委員長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、教育総務課が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第 4 条 委員長は、委員会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第 5 条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加える又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、委員会の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 通信機器等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他委員会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、委員会会場においては、委員長及び委員会の庶務を担当する教育総務課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び傍聴の許可の取消し等)

第6条 委員長は、次の各号の一に該当すると認める者については、入室の拒否又は傍聴の許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、委員長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 委員長が委員会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 委員会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この規程は、決定の日から施行する。

(様式1)

整理番号 _____

第 _____ 回板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会傍聴申込書

_____ 年 _____ 月 _____ 日

※注意事項

傍聴される方は、次の事項を守り傍聴してください。

- 1 委員長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 傍聴券は退出の際、事務局にお返してください。
- 3 検討委員会において、許可なく写真撮影、録音等で記録をとることはできません。
- 4 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明してはいけません。
- 5 以上の事項に違反した場合、または指示に従わない場合には、退室いただくことがあります。
- 6 資料は閲覧用のため、持ち帰ることはできません。退出の際に返却していただきます。
- 7 その他、「板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会傍聴規程」(裏面の抜粋参照)を遵守して傍聴してください。

*印について記入してください。なお、確認欄はをいれてください。

*確認欄 上記1～7及び裏面の内容を確認し、承諾します。

傍聴希望者

*氏名 _____ *電話番号 _____

*住所 _____

-----切り取り線-----

(様式2)

整理番号 _____

第 _____ 回板橋区教育ビジョン検討委員会傍聴券

_____ 年 _____ 月 _____ 日

*傍聴者氏名 _____

*確認欄 上記1～7及び裏面の内容を確認し、承諾します。

板橋区教育ビジョン 2035 検討委員会傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加える又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、委員会の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 通信機器等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他委員会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、委員会会場においては、委員長及び委員会の庶務を担当する教育総務課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び傍聴の許可の取消し等）

第6条 委員長は、次の各号の一に該当すると認める者については、入室の拒否又は傍聴の許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

（傍聴者の退室）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、委員長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 委員長が委員会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることはできない。